

# 職場におけるトラブルの解決を手助けします！



～「労働相談」「申告」「情報提供」「助言・指導」「あっせん」「調停」のご案内～



奈良労働局  
働きやすい奈良

奈良労働基準監督署  
奈良総合労働相談コーナー

職場においてトラブルになった場合、奈良労働局では次の部署

- ① 労働基準監督署の監督係（以下「**監督係**」という。）
- ② 総合労働相談コーナー（以下「**相談コーナー**」という。）

において相談対応等を行っており、具体的には次の制度があります。

- ・ 監督係と相談コーナーでは、「**労働相談**」が可能です。
- ・ 監督係では、「**申告**」「**情報提供**」が可能です。
- ・ 相談コーナーでは、「**助言・指導**」「**あっせん**（申請）」「**調停**（申請）」が可能です。

すべて  
**無料**  
です



「監督係」と「相談コーナー」の違いって何！？  
「労働相談」「申告」「情報提供」「助言・指導」「あっせん」「調停」の違いは！？

分からないことを気にせずに、とりあえず電話で相談してください！**お聞きした内容によって、必要に応じて係官が取り次ぎますのでご安心ください。**



## 1 各制度の概要について

### （１）**監督係**と**相談コーナー**で対応する「労働相談」について

#### ①「**労働相談**」とは…

労使紛争が発生する原因の中には、単に法令を知らなかったり、誤解に基づいたりするものが多くみられます。そこで、正しい知識・情報を入手することは、深刻な労使紛争に発展することを未然に防止し、または労使紛争を早期に解決することにつながります。

そこで、賃金未払、長時間労働、サービス残業、労働条件の一方的な不利益変更、突然の解雇など労働条件をめぐる労使紛争が生じた（生じそうな）ときに、「法令ではどうなっているか」「解決するためには、これからどうすればいいか」という不安や疑問に対し、労働行政職員または総合労働相談員が労働関係法令の内容や、労使紛争を解決するための制度をアドバイスします。

なお、相談内容によっては、別の部署をご案内する場合や、回答できない場合もあります。

#### ② **監督係**と**相談コーナー**の「労働相談」の相違点

「監督係」は主に労働基準法、最低賃金法等の所管する法令に関する労働相談に対応し、「相談コーナー」では監督係が所管する法令以外の労働相談（例えば、労働契

約法など）に対応しますが、実際のところは厳格に区分して運用しているわけではありませんので、ご自身の相談したい内容が「労働基準法、最低賃金法等の所管法令」に関するものなのか、「当該法令以外」に関するものなのか分からない場合は、特に区別することなく、「監督係」または「相談コーナー」にお問い合わせください。

## （２）**監督係**で対応できる「申告」「情報提供」について

### ①「**申告**」とは…

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の所管法令に関する法違反によって自身の権利が侵害されたので、この権利侵害を解消するために、労働基準監督官の権限行使（立入調査）を求めて申し立てることです。

例えば

- ・ 賃金が支払われず、再三請求するも支払ってくれない
- ・ 30 日以上前の予告なく突然解雇されたので、解雇予告手当を支払うよう請求したが、支払ってくれない

ので、支払うよう指導してほしい など

監督係の窓口にお越しいただき、原則として氏名を明かして申し出てください。

### ②「**情報提供**」とは…

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の所管法令に関する法違反があることについて、情報提供することです。

例えば

- ・ 毎月 100 時間を超える残業を行っている会社がある
- ・ 残業しているのに残業代を支払っていない会社がある

ので、情報提供します など

相談は電話や手紙（投書）でも結構ですし、匿名の情報提供も可能ですが、一方的に手紙を送り付けられると、こちらが知りたい情報やお聴きしたいことを把握できず、結果として意に沿わない処理となってしまう可能性があります。

なお、労働基準監督官が情報提供に基づき会社へ立入調査する場合、**会社に対してどこまで開示していいか（秘匿してほしいか）を、次の3つから選択し、係官に申し出てください。**

- ア 会社に対し、**情報提供者の氏名を明かすことを承諾する。**
- イ 会社に対し、**情報提供があった事実を明かすことは承諾するが、匿名希望。**
- ウ 会社に対し、**氏名だけではなく、情報提供があった事実を含めて完全に秘匿してほしい**（ウの場合、内容によっては処理が困難な場合もあります）。

## （３）**相談コーナー**で対応できる「助言・指導」「あっせん」「調停」について

### ①「**助言・指導**」とは…

紛争当事者（事業主、労働者）に対し、労使紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進します。

具体的には、次のような相談者（労働者）の意向を相手方（事業主）に伝え、必要に応じて話し合いなどを促します。

- ・ 相談者自身の不満・言いたいことを相手に伝えてほしい。
- ・ 関係法令の内容や裁判例などを相手（事業主）に伝えてほしい。
- ・ 相談者の不満・言いたいこと、関係法令の内容や裁判例などを相手（事業主）に伝えてもらった上で、話し合いの場を設けるよう伝えてほしい など

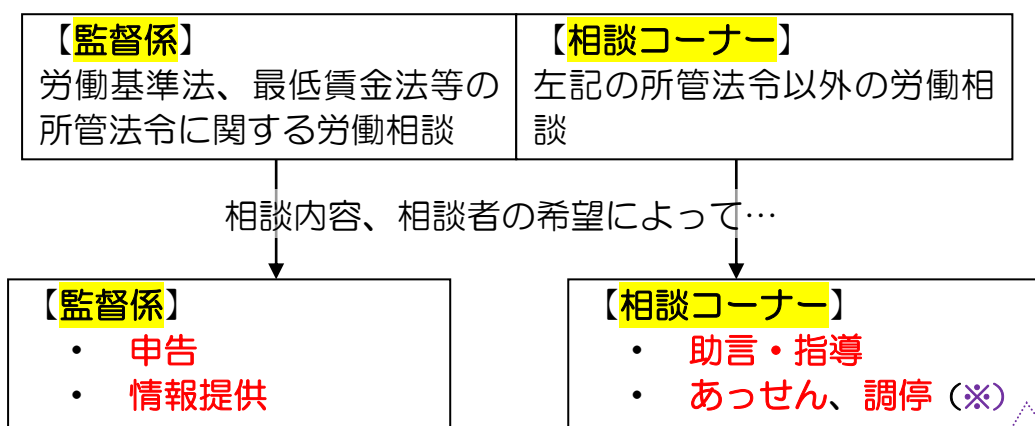
## ②「あっせん」「調停」とは…

労使紛争に関し、紛争当事者（事業主、労働者）の間に、公平・中立な第三者として労働問題の専門家（弁護士、社会保険労務士等）が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的な「あっせん案」「調停案」を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

あっせん、調停に関する相談や申請（※）はいずれの相談コーナーでもできますが、あっせん、調停の開催場所は原則として奈良労働局総合労働相談コーナーです。

「労働相談」「申告」「情報提供」「助言・指導」「あっせん」「調停」を整理すると…

### 労働相談



※ 「調停」を申請できる窓口は、申請内容によって異なりますので、電話等で確認してください。

## 2 各制度の留意点について

### （１）事前の準備

- ① 相談するときは、あらかじめ**時系列に沿って事実関係**（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）を整理してご相談していただくと、話がスムーズに進みます。
- ② **自分が主張したい事実を裏付ける資料（証拠物）**があれば、ご用意ください。
- ③ 相談する際は、「多い・少ない」「ひどい」といった主観的・感情的な話ではなく、**客観的な事実**（例えば、始業・終業時刻、労働時間の管理方法、誰が指示していたか、何を見れば・調べれば事実を把握できるか等）を具体的に説明してください。

### （２）留意点

- ① 労働条件その他労働関係に関して、事業主と労働者個人との間で生じた紛争を処理しますので、原則として労働者同士のトラブル、労働組合による紛争は処理できません。
- ② 相談コーナーが行う「助言・指導」「あっせん」「調停」は、行政機関による権限行使ではなく、あくまでも任意の制度なので、相手がその求めに応じるか否かは任意であり、仮に応じなかったとしても何ら不利益な処分を受けることはありません。
- ③ いずれの制度も、処理の継続や解決が不可能と判断した場合は打ち切ります。

各制度の特徴及び留意点等を整理すると、次頁の一覧表のとおりです。

|           | 共通                                         | 「監督係」が担当する制度                         |                                                              | 「相談コーナー」が担当する制度                      |                                              |
|-----------|--------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------|
|           | 労働相談                                       | 申告                                   | 情報提供                                                         | 助言・指導                                | あっせん、調停                                      |
| 事前予約      | 不要                                         | 不要                                   |                                                              | 不要（ただし、相談コーナーによっては担当が不在になる日があり要注意）   |                                              |
| 相談者       | 誰でも可（労働者本人、家族、同僚等でも可）                      | 労働者本人                                | 誰でも可（労働者本人、家族、同僚等でも可）                                        | 労働者本人                                | 申請人本人（労働者、事業主ともに申請可）                         |
| 相談方法      | 来庁、電話                                      | （原則）来庁※                              | 来庁、電話、手紙                                                     | 来庁、電話                                | （原則）来庁※                                      |
| 氏名等の開示・秘匿 | 匿名で可                                       | （原則）氏名開示                             | 内容に応じて「氏名開示」「情報提供があった事実のみ開示（匿名）」「氏名・情報提供があった事実ともに秘匿」を選択可※    | （原則）氏名開示                             | 氏名開示                                         |
| 管轄        | 就労場所の所在地を管轄する監督署・相談コーナー（最寄りの監督署・相談コーナーでも可） | （原則）就労場所の所在地を管轄する監督署※                | （原則）就労場所の所在地を管轄する監督署※                                        | （原則）就労場所の所在地を管轄する相談コーナー※             | 奈良県内のいずれの相談コーナーでも可（調停申請窓口は申請内容によって異なるので要問合せ） |
| 事前の準備     | 特に無し                                       | （原則）労働者本人が事前に会社に請求する※                | 特に無し                                                         | （原則）労働者本人が事前に会社に請求する※                | （原則）申請人本人が事前に相手に請求する※                        |
| 対応（処理）方法  | —                                          | （原則）担当が会社に対して速やかに立入調査を実施する           | 内容に応じて担当が会社に対して立入調査を実施するが、時期・手法は監督署に一任（事情によっては保留、処理しないこともある） | （原則）担当が会社に対して電話する                    | 相手が応じれば、「あっせん」「調停」を開催する                      |
| 経過説明      | —                                          | （原則）担当から労働者本人に処理状況を説明する（本人以外には説明しない） | （原則）処理状況等は一切説明しない                                            | （原則）担当から労働者本人に処理状況を説明する（本人以外には説明しない） | （原則）担当から申請人本人に処理状況を説明する（本人以外には説明しない）         |

※ 事情があり記載内容のとおり対応できない場合は、監督係または相談コーナーまでお尋ねください。

労働相談、問合せ等は、各監督署「監督係」または「相談コーナー」までお願いします。

- 奈良労働基準監督署 監督係（奈良総合労働相談コーナー）  
奈良市高畑町５５２ / 電話（０７４２）２３－０４３５（コールセンター取次）
- 葛城労働基準監督署 監督係（葛城総合労働相談コーナー）  
大和高田市大中３９３ / 電話（０７４５）５２－５８９１（コールセンター取次）
- 桜井労働基準監督署 監督係（桜井総合労働相談コーナー）  
桜井市栗殿１０１２ / 電話（０７４４）４２－６９０１（代表）
- 大淀労働基準監督署 監督係（大淀総合労働相談コーナー）  
吉野郡大淀町下湊３６４－１ / 電話（０７４７）５２－０２６１（代表）
- 奈良労働局総合労働相談コーナー（雇用環境・均等室 内）  
奈良市法蓮町３８７ 奈良第三地方合同庁舎２階 / 電話（０７４２）３２－０２０２